

議員提出議案第3号

食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書の
提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2
項の規定により提出する。

令和6年3月22日 提出

提出者	琴浦町議会議員	小 椋 憲 浩
賛成者	同	桑 本 賢 治
	同	桑 本 始
	同	手 嶋 正 巳
	同	小 椋 正 和
	同	川 本 正 一 郎
	同	田 中 肇
	同	谷 田 順 子

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

食糧自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

政府は、2024年の通常国会で、食料・農業・農村基本法を見直し、新たな「基本法」を制定することをめざしています。

日本のカロリー自給率38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率28%は世界185カ国中129位です。旧農業基本法以来、自給率は一貫して右肩下がりに低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5次にわたる「基本計画」で食糧自給率を引き上げるとされてきましたが、目標を達成したことは一度もありません。これは、現行基本法は、「基本計画」で、「自給率向上」を設定したものの、単なる閣議決定のため、法的拘束力がないためです。

食料輸入がストップしても、国民を飢えさせないこと、安定的に食料を確保することは国の基本的な責務です。

いま、世界的な食糧危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増える中、食糧自給率向上を放棄して国民を飢餓に追い込むのではなく、「新基本法」では食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告させるなど、食糧自給率向上を政府の法的義務とする必要があることから、以下の事項について政府に要求する。

【陳情項目】

- 一、「新基本法」制定にあたっては、食糧自給率目標を定める基本計画を国会承認制とし、自給率向上を政府の法的義務とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月22日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【送付先】

内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
衆議院議長
参議院議長